

龍ヶ崎地方衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年10月24日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 笥 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合条例第4号

龍ヶ崎地方衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎地方衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成5年龍ヶ崎地方衛生組合条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u>	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条並びに<u>第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u>

付 則
この条例は、公布の日から施行する。